

上宇部地区学童保育クラブ室利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上宇部地区学童保育クラブ室（以下、「クラブ室」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 クラブ室を利用することができる者は、宇部市内に住所を有する者が中心となって組織する団体とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用目的)

第3条 クラブ室の利用は前条に規定する者が主催する未就学児を対象とした行事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後0時までとする。ただし、地域学童保育事業を午前中から実施する日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、学校教育法施行細則第6条に定める休業日を除く。

(利用承認の申請)

第5条 クラブ室を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、クラブ室を利用しようとする日から起算して3か月前の日から2週間前の日までに、上宇部地区学童保育クラブ室利用承認申請書（様式第1号）に添付書類を添えて市長へ申請し、承認を受けなければならない。

(利用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、利用を承認する。

- (1) 利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 利用目的が、特定の個人を対象とした行事の場合
- (5) クラブ室が破損、又は滅失するおそれがある場合
- (6) 利用申請日が、既に利用を承認した他の行事等の利用日と重複する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、承認することが不適当と認められる場合

2 市長は、前項の規定に基づき利用承認した場合は、上宇部地区学童保育クラブ室利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、上宇部地区学童保育クラブ室利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第7条 利用承認を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 第三者へ転貸しないこと
- (3) クラブ室は常に良好な状態で利用し、使用後は清掃をすること

- (4) クラブ室内で火気及び危険物を使用しないこと
- (5) 利用中に破損や汚損等があれば、速やかに宇部市へ連絡すること

(使用料)

第8条 使用料については、無償とする。

(承認内容の変更)

第9条 利用者は、承認内容について変更しようとするときは、直ちに宇部市へ申し出、承認内容変更についての承認を得なければならない。

(利用承認内容の取消)

第10条 宇部市は、クラブ室の利用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合及び、地域学童保育事業を午前中から実施することとなった場合は、当該クラブ室の利用承認を取消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。
- 3 宇部市は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(利用状況の報告)

第11条 利用者は、速やかに使用状況について、上宇部地区学童保育クラブ室利用実施報告書（様式第4号）を宇部市に提出するものとする。

(損害の負担)

第12条 利用者は、クラブ室の利用に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生がクラブ室の瑕疵等の理由による場合は、この限りでない。

(管理者の責任)

第13条 クラブ室の利用により、行事に参加した者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対して、宇部市は一切その責めを負わない。ただし、その被害及び損害の発生が施設の瑕疵等の理由による場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。